
プロジェクト **排出量取引制度に係る会計上の取扱い**

項目 **無償割当の排出枠の会計処理**

本資料の目的

1. 本資料では、GX 推進法に基づく排出量取引制度における、制度対象事業者の会計処理の考え方に関して、無償割当の排出枠について制度対象事業者が資産を計上すべきかどうかについての ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

これまでの経緯

2. 第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）及び第 176 回実務対応専門委員会（2026 年 4 月 20 日開催）（以下合わせて「第 575 回企業会計基準委員会等」という。）では、2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づく排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）における制度対象事業者の排出枠及び負債の会計処理の考え方を再整理し、3 つのアプローチ（アプローチ A、アプローチ B-1 及びアプローチ B-2）をお示しした。
3. これまでの事務局提案について、複数の論点において異なる見解が聞かれているが、制度対象事業者の届出に基づき国から無償で割り当てられた排出枠（以下「無償割当の排出枠」という。）の会計処理について特に見解が大きく分かれている。具体的には、無償割当の排出枠について、アプローチ A では無償割当時に資産を計上しない一方、アプローチ B では無償割当時に資産を計上する点で異なっており、それぞれを支持する意見が聞かれている。
4. このため、本資料では、まず無償割当の排出枠について制度対象事業者が資産を計上すべきどうかに焦点を当てて ASBJ 事務局の分析をお示しする。

事務局の分析

5. 無償割当時における無償割当の排出枠の会計処理について、アプローチ A 及びアプローチ B の考え方はそれぞれ次のとおりである。

アプローチ A

- 無償割当の排出枠には市場取引等を通じて購入した排出枠（以下「購入した排出枠」という。）と同様に財産的価値があり、制度対象事業者は保有義務の充足以外の目的で排出枠を市場等で売却することが可能である。また、無償割当の排出枠は購入した排出枠と同様にこれを担保に供することもできる。しかしながら、制度対象事業者は排出目標に相当する保有義務を負うことと合わせて無償割当の排出枠を割り当てられており、排出目標を達成したかどうかは確定していない途中段階において市場等で売却しても、排出目標を達成しない限り、市場等からの購入により必要な排出枠を調達することが必要となる。このため、制度対象事業者は排出目標を達成したかどうかは確定するまでの間は経済的な便益を支配していないと考えられ、無償割当の排出枠を資産に計上しない。

なお、アプローチ A においては、無償割当の排出枠を資産に計上しないことに合わせて、割当時には負債を計上しない。

アプローチ B

- 無償割当の排出枠には購入した排出枠と同様に財産的価値があり、制度対象事業者は保有義務の充足以外の目的で排出枠を市場等で売却することが可能である。また、無償割当の排出枠は購入した排出枠と同様にこれを担保に供することもできる。これらの点をもって、制度対象事業者は経済的な便益を支配していると考え、無償割当の排出枠を資産に計上する。

なお、アプローチ B においては、無償割当の排出枠の割当時に排出目標に相当する保有義務を負うことを反映するため、割当時に負債を計上する。

6. このようにアプローチ A とアプローチ B で見解が異なっているのは、排出枠に経済的便益があることを前提に、制度対象事業者がこの経済的便益を支配しているかどうか（その結果、資産を計上するかどうか）という点に起因していると考えられる。このため、次項以降において「支配」に関する考察を行う。
7. 日本基準における「支配」について概念フレームワークのレベルと個別基準のレベルで検討を行うと、まず概念フレームワークのレベルについては、日本基準においては会計基準の体系で正式に位置づけられた概念フレームワークは存在していない。他方、ASBJ は討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下「概念 FW 討議資料」という。）を 2006 年に公表しているため、ここでの定めを確認しておく。
8. 概念 FW 討議資料では、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう」と定義している（第 3 章 財務諸表の構成要素 第 4 項）。

また、当該定義に関する脚注において「ここでいう支配とは、所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物を含む。経済資源は市場での処分可能性を有する場合もあれば、そうでない場合もある」としている。

9. 次に個別基準のレベルにおける定めとしては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第9項が挙げられる。ここでは、次のとおり定めている。

9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。
- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 - (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
 - (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

10. 上述の定めからは、「報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる」かどうかが要点であり、支配の移転に関する考慮事項の1つとして「買戻す権利及び義務を実質的に有して」いるかどうかが挙げられると考えられる。別の言い方をすると、何らかの財産的な権利を有していたとしても、当該権利を戻す義務がある場合には、経済的資源から生み出される便益を実質的に享受できないため、経済的資源を支配していないと考えられる。
11. この点、無償割当の排出枠に当てはめて検討を行うと、制度対象事業者は無償割当の排出枠を市場で売却することにより売却代金を受け取ることができるものの、割当年度末に排出実績量が無償割当の排出枠の量を下回らない限り、市場等からの購入により必要な排出枠を再度調達しなければならない。このことは、排出枠が単独で売却可能であるという法的形態があるとしても、制度対象事業者が保有義務を履行するまでは、無償割当の排出枠から生じる経済的便益を保有義務から切り離して自由に享受できない制度設計となっているといった実質の存在を示しているものと考えられる。
12. この点、類似する状況として、いわゆる債券レポ取引が挙げられる。上述のとおり、金融商品会計基準では、金融資産の契約上の権利に対する支配の移転の三要件の1つとして、譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に

有していないことを要件としている。ここで、債券レポ取引のように、買戻すことにより取引を完結することがあらかじめ合意されている取引は、その約定が売買契約であっても支配が移転しているとは認められないとしている¹²。

13. ここで、GX 推進法に基づく排出量取引制度の制度設計上、制度対象事業者にとって、無償割当の排出枠は最終的に保有義務の履行に使用されることが考えられる。このため、譲渡人と譲受人との関係を国と制度対象事業者との関係に置き換えれば、無償割当の排出枠は制度対象事業者にとっては国からの預り資産のようなものとも考えられ、市場等で自由に売却可能であったとしても、排出目標を達成しない限り、最終的には保有義務を履行するために再調達する必要がある、このように考えると制度対象事業者は経済的な便益を支配していないとなる。
14. ただし、債券レポ取引と GX 推進法に基づく排出量取引制度を比較すると、債券レポ取引では同数量の債券を戻すことが約定されているのに対して、GX 推進法に基づく排出量取引制度では、無償割当の排出枠は排出目標と同数量で付与されるものの、排出量に相当する保有義務を満たし償却することから、最終的に保有義務を満たし償却される数量は無償割当の排出枠の数量と必ずしも一致しない点において異なると考えられる。
15. 前項の点に関しては、無償割當時では排出目標を達成できるかどうかに関する不確実性が存在することから、無償割当の排出枠と同数量の排出を行うという仮定を設けて会計基準を設定することは否定されないと考えられる。この仮定を置く場合には、無償割当の排出枠についても、同数量の財産的な権利を戻す義務があることから、経済的資源から生み出される便益を享受できないため、経済的な便益を支配していないとして資産に計上しないことが考えられる。
16. 上述の検討を踏まえ、保有義務の履行を前提とした無償割当の排出枠は、排出枠から得られる経済的便益を支配しているとはいえないことから、会計上は割當時に資産を計上しないことが考えられる。このため、アプローチ A を採用することが考えられる。

¹ 金融商品会計基準第 9 項及び第 58 項参照。

² 債券レポ取引については、IFRS 会計基準及び米国会計基準のいずれにおいても、借手は債券を資産計上しない会計処理とされている。

事務局の提案

17. 上述の分析及び結論を踏まえ、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理の枠組みとして第 575 回企業会計基準委員会等で提示した 3 つのアプローチのうち、アプローチ A を前提に今後の検討を進めることとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

第 5 項から第 16 項までに記載した事務局の分析及び前項の提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

(別紙) 第 575 回企業会計基準委員会等以降の検討内容を踏まえた各アプローチまとめ

- これまでの検討内容を踏まえ、3つのアプローチを以下に整理し、事務局提案を太字で記載した。なお、事務局提案を修正した項目は黄色マーカーで表示している。

	アプローチ A	アプローチ B-1	アプローチ B-2
適用する会計処理の枠組み	● 無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当金）・偶発資産	● 無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当金） ● 国からの排出枠の取得 ● 無償割当の排出枠の償却義務	● 無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当金） ● 政府補助金 ● 無償割当の排出枠の償却義務
排出目標の達成に係る損益	● 排出量が無償割当の排出枠の量を下回ることが確実な時点で利益に計上する ● 排出量が無償割当の排出枠の量を上回る可能性が高い時点で費用に計上する		
無償割当の排出枠	● 権利と義務を組み合わせて取り扱い、資産に計上しない	● 権利と義務を別々に取り扱い、資産と負債を計上する ● 当初計上時はゼロで測定する	● 権利と義務を別々に取り扱い、資産と負債を計上する ● 当初計上時は時価で評価し、期末ごとの時価による再測定はしない
	● 売却時に損益を計上しない		
購入した排出枠	● 主として排出量が無償割当の排出枠の量を上回る場合に備えた資産の取得 ● 減損処理をしない		
	● 売却時に損益を計上する		
引当金の会計処理	● 性質：割当年度の排出実績量が割当年度の無償割当の排出枠の量を上回る場合に将来的に不足分の排出枠を市場等から調達する又は未		

アプローチ A		アプローチ B-1		アプローチ B-2	
償却相当負担金を支払うこととなる条件付の義務である					
● 計上時点：割当年度において排出を開始し、当該割当年度の排出実績量が当該割当年度の無償割当の排出枠の量を上回る可能性が高く、制度対象事業者が法律上の義務を履行するために必要となる将来の経済的資源の流出の金額について合理的に見積れる時点で計上する ● 測定：①不足分の排出枠を市場等から調達するために必要な額又は②未償却相当負担金を支払う額のいずれか小さい方の額					
通知日		● 通知日特有の会計処理はなし			
償却日（目標達成）		（目標達成）		（目標達成）	
● 実績<目標が確実となるため、余剰となった無償割当の排出枠（偶発資産）を償却日の時価で計上する		● 実績<目標が確実となるため、余剰となった無償割当の排出枠（ゼロで計上した資産）を償却日の時価で再測定する ● 割当時に計上した資産及び負債（いずれもゼロ）の認識を中止する		● 実績<目標が確実となるため、余剰となった無償割当の排出枠（割当時の時価で計上した資産）を償却日の時価で再測定する ● 割当時に計上した資産及び負債（いずれも割当時の時価）の認識を中止する	
償却日（目標未達）		（目標未達）			
● 引当金（負債）と購入した排出枠を相殺する					
—		● 割当時に計上した資産及び負債（いずれもゼロ）の認識を中止する		● 割当時に計上した資産及び負債（いずれも割当時の時価）の認識を中止する	

以 上